平成２７年（フ）第６１４号
川崎市川崎区小田２丁目２番２号　Ｊ．ＭＴＥＲＡＣＥ４　101、前住所川崎市川崎区小田２丁目２番３号　山崎コーポ　202
債務者　東　　善明
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
川崎市宮前区東有馬２丁目34番52号　第１持田ホーム　201
債務者　中里祐美子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４６号
川崎市麻生区金程４丁目１番９号
債務者　丸山　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６５号
川崎市中原区苅宿５番６号　玉和ハイツ101、前住所東京都大田区田園調布２丁目25番２号
債務者　本江　　晋
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目47番地７　小杉御殿団地　５―302
債務者　長谷川幸広
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９号
山口市大内御堀849番地１　グランディスＡ202
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
山口市大内御堀1756番地２　パーソンＫ203号
債務者　久保　安徳
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９４４号
千葉県習志野市屋敷４丁目３番１―329号
破産者　伏木　雄二
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２３号
千葉県習志野市袖ケ浦６―20―10―203、住民票上の住所千葉県八千代市大和田新田451番地３　グラン・コート八千代緑が丘606号
破産者　眞榮平　博
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６１号
千葉県八千代市八千代台東４丁目21番３号コンフレール八千代台203号
破産者　佐藤　清仁
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７４号
千葉市中央区椿森５丁目11番10号　ダイアパレス東千葉401号
破産者　山形　睦幸（旧姓栗原）
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３０号
大阪府泉佐野市上瓦屋592番地の21
破産者　株式会社介護のじょーじ
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
奈良県香芝市磯壁３丁目２番地９号
破産者　株式会社武安工務店
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８８８号
札幌市中央区南２条西２丁目10番地
破産者　株式会社ロヂャース
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３４号
東京都府中市新町１丁目44番36号
破産者　株式会社フリーウェイ
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５８号
埼玉県上尾市中分２丁目291番地
破産者　株式会社エイワ
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３４号
千葉県市川市堀之内３丁目19番７―601号（エーヴィゲス市川）
破産者　伊藤　元彦
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２０号
千葉市美浜区高洲３丁目６番３棟1003号
破産者　山下　祐雄
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００８号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目17番48―301号
破産者　辻　　孝
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係